

群馬大学理工学部副理工学部長に関する内規

平成 25. 4. 1 制定

改正 令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学理工学部副理工学部長（以下「副学部長」という。）に
関し必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 本学部に、副学部長を置き、教授をもって充てる。

(職 務)

第3条 副学部長は、理 工 学 部 長（以下「学部長」という。）を補佐し、学部長の指示
する全学部的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

(選 考)

第4条 副学部長は、学部長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

(任 期)

第5条 副学部長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、指名した学部長の任期
を超えることはできない。

(内規の改廃)

第6条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。